

第6回第2次議会運営活性化推進協議会 協議概要

- 1 日 時 令和4年5月20日（金）
13時59分から15時10分まで
- 2 会 場 議事堂3階 第1委員会室
- 3 出席者 （委 員）川村委員長、森山副委員長、
前田委員、石川委員、中島委員、川合委員、段木委員、
白鳥委員、酒井委員、近藤委員、伊藤（隆）委員、
櫻井（崇）議員（阿部委員の代理）、梶澤委員、
中村委員、松井委員
（事務局）深山事務局長 他7人
- 4 傍聴者 （報道関係）なし
（一般傍聴者）なし

5 協議事項及び協議結果

（1）委員会機能の充実について

<協議内容>

前回の会議で持ち帰りとなっていた、正副委員長のたたき台案として示された、①所管事務調査の年間調査テーマの必置、②スケジュールガイドラインの作成、③本会議での委員長の所信表明の実施の3点を、1年間試行実施することについて、各会派から検討結果が報告され、その後、協議を行った。

<各会派の検討結果>

- ・ 年間調査テーマの必置とスケジュールガイドラインの作成はよいが、本会議での委員長の所信表明については、急な話であり、会派の中で合意が得られなかったため、今期は見送っていただきたい。
- ・ 正副委員長案の3点全てについて概ね賛同する。
- ・ 今回提案のあった3点については、会派としても以前から主張しており、賛同する。実際に行っていく際に、事務局の負担にならないよう議員が意識を持って取り組む必要がある。
- ・ 正副委員長案に異論はないが、しっかり取り組めるような手立てをしていただきたい。

<主な意見>

- ・ 多くの会派が正副委員長案の3点全て賛同されており、我が会派も、本会議での委員長の所信表明について了解する。

<協議結果>

正副委員長案の3点全てが了承された。

（2）一般質問の一括質問の時間短縮について

<協議内容>

前回の会議で持ち帰りとなっていた、一括質問の質問時間を60分から

40分に短縮することの本格導入の可否について、各会派から検討結果が報告され、その後、協議を行った。

＜各会派の検討結果＞

- ・ 試行実施中、特に問題はなかったので、本格導入を進めていただいて問題ない。
- ・ 会派としては、時間という部分において、一括と一問一答を1つに整理したほうがよいという意見でまとまった。本格導入に賛成する。
- ・ どうしても50分、60分という質問構成にしたいという議員もいる。また、議員の権限を制限するのはいかななものかというところもあり、今回の本格導入は見送るべきではないか。
- ・ 事情により質問人数を絞ることとなり、会派で1人のみとなった場合、60分が保障されていれば、その中で他の議員の質問の代弁ができるということもある。質問時間については、一問一答も含め検討すべき事項が多くあり、手放しで賛同することはできない。

＜協議結果＞

委員長から、各会派で意見が分かれていることから、今回は、一括質問の質問時間を短縮することは見送るが、質問時間の短縮により目指すところであった、議員の質問の質を高め、効果的・効率的な質問を行うという観点は、全会派が合意しているところなので、この点について、各会派に徹底していただくということでまとめたという提案があり、了承された。

(3) 議会のICTについて

＜協議内容＞

会派持ち帰りとなっていた、ペーパーレス会議の実現に向けた紙資料の取扱いと、会議へのパソコン・タブレットの持ち込み・使用について、各会派からの報告後、協議を行った。

① 紙資料の取扱いについて

＜主な意見＞

- ・ 案2で良いが、紙で配付されない資料の中で、どうしても必要なものがあれば、希望者には配付してほしい。
- ・ (議長)このような場合の救済策は必要であると考え。ただし、個別対応は事務が煩雑になるので、希望する会派に紙資料を1セット配付するというでいかがか。
- ・ 紙配付されない資料についても、データは送られてくるので、自分でプリントアウトが可能である。議員も努力が必要である。
- ・ 議会としては、ペーパーレスの方向で進んできた。試行を行った結果の案ということを確認すべきである。希望者配付を行うことは、これに逆行する。

＜協議結果＞

案2とすることで、決定した。

(4) パソコン・タブレットの持ち込み・使用について

<協議内容>

前回の会議で提案され持ち帰りとなっていた、「本会議・委員会等におけるパソコン・タブレットの使用について（案）」の内容について、各会派から検討結果が報告され、その後、協議を行った。

<各会派の検討結果>

- ・ 案のとおりで賛成する。
- ・ 基本的には案の方向性でよいが、使用端末の持ち込み台数の制限は不要と考える。また、スマートフォンは、手帳代わりになっており、日程調整等で使用すると思うので、使用端末として認めるべきではないか。
- ・ スマートフォンは、タブレットとほぼ同様の機能を持っており、語句の検索など様々なことが簡単に使用できることを考えると、タブレット・ノートパソコンと同列に置くべきではないか。
- ・ スマートフォンを含め使用端末の持ち込みはよいが、使用に当たってのモラルに関しては、全国的に問題となっているので、遵守するための手立てをすべきではないか。
- ・ タブレット、ノートパソコン等の持ち込み・使用に関しては、千葉市でも過去に報道された事実がある。実際、会議中に使用目的と違う形で使っている人が散見されており、会派の中で何でもかんでも認めるのはいかなものかという意見があった。例えば、持ち込み台数に関して、本会議はパソコンを何台も並べて使用する必要性は考えにくい。委員会は、もう1台必要という場合は、申し出により使用可能とするなど、工夫したらどうか。

<主な意見>

- ・ 現に今、議会中に1日に1回はスマートフォンが鳴っている状況で、モラルを守ることができるのか。自由で結構であるが、よく考えていただきたい。
- ・ スマートフォンの持ち込みに関しては、ルールを決めるということではなく、各会派で議場には持ち込みをやめましょうということで、徹底してもらえばいいのではないか。
- ・ スマートフォンの着信音や使用機器の使い方は、モラルの問題であるので、会派で徹底していただくということでもいいのではないか。
- ・ 本会議での質疑・質問中にパソコンのキーボードを打ち続けている人が見受けられた。登壇者に対して失礼であり、そのようなことがないように申し合わせをし、全会派が意思統一をしていただきたい。
- ・ この案が本会議や委員会でパソコン・タブレットを使用するときの一つのルールになっているわけであるが、もう少し厳格性を持たせるような表現はできないか。

<協議結果>

本日の意見のほか、協議の中で、事務局から、携帯電話の使用に関して、

先例において「会議中における携帯電話、又はポケットベルの使用は自粛する。」としているとの説明があったことを受けて、この先例を含め、正副委員長で改めて整理し、次回会議で引き続き協議することとなった。